42
ビジネスレター
News&Topics
浅田会計事務所
ASADA BUSINESS SERVICE
平成 25 年 6 月 20 日発行

でんさい（電子記録債権）

電子記録債権（通称「でんさい」）とは、手形・売掛債権の事務負担や管理等の問題点を解消する為に新たにできた制度の金銭債権です。単に手形や売掛債権の電子化というものではありません。

中小企業金融の円滑化を目的として、全国銀行協会が設立した㈱全銀電子債権ネットワーク（通称「でんさいネット」）という会社の記録原簿に電子的な記録を行うことにより債権の効力が発生します。 その「でんさい」を決済や資金調達の手段として使用するのです。イメージとしては「でんさいネット」が登記所の役割を担い、かつ債権の管理や決済等を行うという感じです。既に今年の２月から運用が開始されています。

＜ メリット ＞

債務者側

〇手形の発行や振込準備等の事務負担が軽減される。
〇印紙税や郵送料が不要になる。
〇手形・振込・一括決済など複数の支払手段を一本化することも可能になり効率化が図れる。

債権者側

〇ペーパーレス化により紛失・盗難のリスクが回避でき、また管理コストを削減できる。
〇必要な分だけ分割・譲渡・割引できる。
〇取立手続きは不要となり、また支払期日に資金化されるので即日に使える。

＜ 要　　件 ＞

●インターネット環境が必要。
●相手先も「でんさいネット」を利用していなければいけない。
●ほとんどの銀行がネットバンキング加入を条件としている。

＜今後の展望＞

現在はまだ馴染みのうすいものですが、電子申告のようにメリットが認識されていくと急速に普及する可能性はあります。新規の契約に「でんさい」での決済が条件として織り込まれたり、国や地方公共団体からの補助金や工事代金の決済に「でんさい」が利用されることも予想されます。

「でんさい」についての取り扱いや手数料等は、各銀行独自で決定することになっています。導入の検討や詳細については、取引先の銀行でご確認ください。



外れ馬券は経費？



5 月 23 日、大阪地裁で競馬など約 14 億 6000 万円の所得を申告せず、平成 21 年までの 3 年間で所得税計約 5 億 7000 万円の支払いを免れたとして、所得税法違反（単純無申告）の罪に問われた元会社員の男性（39）に懲役 2 月、執行猶予 2 年（求刑懲役 1 年）の有罪判決が言い渡されました。

裁判では、競馬で稼いだ所得を「一時所得」と判断するのか「雑所得」と判断するのかが主な争点でした。

検察側は、競馬の勝敗は偶然に左右されるもので、もうけは一時的に生じる所得である「一時所得」であり外れ馬券は経費と認められないと主張しました。これに対し弁護側は、男性が長期間、継続的に大量の馬券を購入していることから、「雑所得」と主張していました。

ここで言う「一時所得」とは、営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外のもので、懸賞や福引の賞金、保険の満期などで、経費にできるのは「収入に直接要した金額」となっています。

一方、「雑所得」は税法上のいずれの分類にも当てはまらないもので、先物取引や外国為替証拠金（FX）取引によるもうけが該当し、経費にできるのは「所得を生むための費用」と経費の範囲が一時所得よりも広くなります。

今回の裁判では申告をしていなかったことに関しては有罪でしたが、国税当局の課税方法は不相当として判決の認定所得額は約 1 億 6000 万円、所得税額は約 5200 万円と約 10 分の 1 に大幅に減額されました。

理由は、「長期にわたって網羅的」に馬券を購入し、「金額も多額」で、「娯楽の域にとどまらない利益を得るための資産運用の一種」として、一時所得に当たらないと判断されました。

この裁判では、検察や国税当局の法解釈は形式的で、実態に即した課税処理をするべきという判断になりましたが、検察側は控訴をするようで今後の動向が注目されます。

予防接種と会社の費用負担

今年は例年に比べ、風疹の患者が急増しています。特に妊婦が風疹にかかると胎児に影響があることなどから、自治体や会社が費用の全部又は一部を負担して予防接種を促しているケースがあります。

ではこのような場合、会社は予防接種費用をどのように処理すればよいのでしょうか？

原則、従業員に対して行う物品の無償譲渡といった経済的利益の供与に係る価額は、会社が支払う給料のように給与所得に含まれ源泉徴収が必要になります。しかし、従業員の職務遂行上必要なもので、一定の役職など対象者を限定したものでなければ、給与として源泉徴収をする必要はありません。このような場合は、予防接種費用は従業員への給与ではなく、福利厚生費として処理することができます。

